

ID: 179

担当部署: 総務部 参事(風連地区地域振興担当)

<b>処分の概要</b>	使用料の徴収		
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	名寄市西風連コミュニティセンター条例 第7条		
<b>例 規 番 号</b>	平成18年条例第117号		
<p><b>【根拠条文】</b> (使用料等)</p> <p>第7条 使用料及び暖房料は、別表に定める額とする。ただし、使用料及び暖房料の算出において、10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。</p> <p>2 利用者は、前項の規定による使用料及び暖房料をあらかじめ市長に納入しなければならない。ただし、市長が特に認めたときは、この限りでない。</p> <p><b>【基準】</b> 根拠条文に同じ。</p>			
<b>備考</b>			
<b>設 定 年 月 日</b>	平成 28 年 8 月 15 日	<b>最 終 変 更 年 月 日</b>	平成 30 年 6 月 15 日